

産商商第53号
平成28年3月3日

阪急電鉄株式会社
代表取締役 中川 喜博 様

京都市長 門川大作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成27年7月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桂東阪急ビル
京都市西京区川島北裏町81-2他

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

引き続き店舗前通路に駐輪されることがないよう、必要に応じて、来店客が駐輪場を短時間利用する際に利用しやすくなるための対策を講じることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、桂駅東側の、都市計画上の近隣商業地域に立地している。周辺の地域の状況は、北側は線路及び事業所等、南側は商業施設、東側は駅前ロータリー及び店舗、住居、西側は駅及び線路が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、路上駐輪の防止策、防犯対策についての質問及び要望等が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更は、食品スーパー出店に伴う営業時間の延長である。

今回の変更による影響について、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について等価騒音レベルの増加及び夜間における騒音の発生が予想される。

以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場（収容台数）について

営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐車場の空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（2）駐輪場について

京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を確保するとともに、現状の利用実績及び予測においても必要な台数を確保しており、常時整理員を配置して管理していることから、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

なお、駐輪場は店舗の2階に設置されており、利用料金が必要であるが、店舗利用者に対する料金サービスは実施されてない。

届出者からは、店舗前の通路への駐輪は殆ど見られないと説明があったが、引き続き店舗前通路に駐輪されることがないよう、必要に応じて、来店客が駐輪場を短時間利用する際に利用しやすくするための対策を講じることが望まれる。

（3）廃棄物等保管施設について

予測によれば、増加する廃棄物等の排出量は少量であり、現行の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。

（4）騒音について

昼間及び夜間の等価騒音レベルについては、変更後の等価騒音レベルの予測でも環境基準を下回っている。

夜間における騒音の最大値についても、規制基準を下回っていることから、今回の変更による周辺地域の生活環境への影響は少ないと考えられる。